

## 令和3年会津美里町議会定例会4月会議

議事日程 第1号

令和3年4月30日（金）午後2時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議案の上程及び提案理由の説明
- 第 5 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 6 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）
- 第 9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第15号））
- 第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中寿勝君	10番	佐治長一君
2番	村松尚君	11番	根本謙一君
3番	小島裕子君	12番	根本剛君
4番	渋井清隆君	13番	山内須加美君
5番	堤信也君	14番	横山知世志君
6番	鹿野敏子君	15番	石川栄子君
7番	鈴木繁明君	16番	谷澤久孝君
8番	星次君		

○欠席議員（1名）

9番 横山義博君

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長 兼参事	鈴木國克君
兼 会計管理者	原彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
兼 教育長	小関れい子君
兼 職務代理者	
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
兼 選挙管理委員会	國分利則君
書記長（兼） 農業委員会	金子吉弘君
兼 事務局長	
代表監査委員	鈴木英昭君

---

○事務局職員出席者

事務局長 高木朋子君

総務係長 歌川和仁君

開 議 (午後 2時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会4月会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 諸般の報告を行います。

説明員の報告は、お手元に配付したとおりです。

---

○町長挨拶

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に、ここで町長にご挨拶をお願いしたいと思います。

町長。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 今般施行されました会津美里町町長選挙において、町民皆様の負託をいただき、会津美里町町長に初当選いたしました杉山純一でございます。会津美里町議会議員各位には、共に、会津美里町発展のため、今後の町政運営に対しましてもご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。

私は、明るく笑顔あふれるまちづくりを掲げ、選挙に臨ませていただきました。会津美里町が活気にあふれ、さらなる進展に向け全力を尽くしてまいる決意でありますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

○説明員の紹介

○議長（谷澤久孝君） 次に、教育長職務代理者と代表監査委員は自己紹介をお願いいたします。

○教育長職務代理者（小関れい子君） 教育長職務代理者の小関れい子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○代表監査委員（鈴木英昭君） 代表監査委員の鈴木英昭です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 次に、執行部職員を総務課長から紹介願います。

○総務課長（國分利則君） それでは、職員の紹介をいたします。

まず、私、総務課長の國分利則です。よろしくお願いいたします。

続きまして、鈴木政策財政課長です。

○政策財政課長（鈴木國人君） 政策財政課長、鈴木國人と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（國分利則君） 続きまして、原参事兼会計管理者兼出納室長です。

- 参事兼会計管理者（原 克彦君） 会計管理者の原克彦と申します。よろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、児島町民税務課長です。
- 町民税務課長（児島隆昌君） 町民税務課長の児島隆昌です。よろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、平山健康ふくし課長です。
- 健康ふくし課長（平山正孝君） 健康ふくし課長の平山正孝です。よろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、金子産業振興課長です。
- 産業振興課長（金子吉弘君） 産業振興課長の金子吉弘と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、鈴木建設水道課長です。
- 建設水道課長（鈴木明利君） 建設水道課長の鈴木明利です。よろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、松本教育文化課長です。
- 教育文化課長（松本由佳里君） 教育文化課長の松本由佳里と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 続きまして、福田主幹兼公民館長兼図書館長です。
- 教育文化課主幹（福田富美代君） 教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長の福田富美代と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 総務課長（國分利則君） 以上で紹介を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

○議席の指定

- 議長（谷澤久孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

本町議会会議規則第4条第2項の規定により、今回ご当選になりました鹿野敏子さんの議席は6番に、星次君の議席は8番に指定いたします。

---

○会議録署名議員の指名

- 議長（谷澤久孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

5番 堤 信也君

6番 鹿野敏子さん

の両名を指名いたします。

---

○常任委員の選任

- 議長（谷澤久孝君） 日程第3、常任委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時04分)

---

再 開 (午後 2時06分)

〔常任委員会委員名簿を配付〕

○議長（谷澤久孝君） 再開いたします。

常任委員の選任については、本町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

常任委員については、お手元に配付した名簿のとおり、産業教育常任委員会に6番、鹿野敏子さん、8番、星次君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたお二人を常任委員に選任することに決しました。

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第4号及び報告第5号、承認第3号から承認第8号の8議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和3年会津美里町議会定例会4月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告2件、承認6件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第4号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年1月8日に町内沼田字上居当地内を除雪中、住宅の屋根に排土板が接触し、屋根の一部を破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金24万5,000円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第5号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年1月8日に町内安田地

内を除雪中、住宅の進入路及び車庫前の舗装に除雪車が接触し、舗装の一部を破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金36万800円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部が改正され、令和3年3月31日に公布されました。これに伴い、会津美里町税条例等について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の承認第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布されました。これに伴い、会津美里町税特別措置条例について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の承認第5号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。令和3年総務省令第32号が令和3年3月31日に公布されました。これに伴い、会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の承認第6号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,599万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第7号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,850万9,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第8号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○報告第4号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和3年1月8日午前6時頃、町内沼田字上居当地内を除雪中、住宅の屋根に除雪車の排土板が接触し、家屋屋根の一部を破損させる対物事故が発生いたしました。その後、令和3年4月14日、町内在住のS氏を相手方といたしまして、24万5,000円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

---

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和3年1月8日午前3時30分頃、町内安田地内を除雪中、住宅の進入路及び車庫前の舗装に除雪車が接触し、舗装の一部を破損させる対物事故が発生しました。その後、令和3年4月23日、町内在住のB氏を相手方といたしまして、36万800円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。



質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点教えてください。

報告第4号もそうですけれども、結構額が大きいというふうに受け止めました。それで、こういう事故がスキルの問題なのか、やむを得ないというふうに捉えているのか、所管としての認識を伺いたいと思います。それによって今後の対策も当然取られることだと思いますので。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今回の事故についてでございますけれども、スキルか、やむを得ないかということでございますが、今回の沼田の事故については、大変積雪の多い地区でございます、そしてまた道路が狭く、1回では除雪がなかなかうまくいかないということで、同じ箇所を何回もバックしながら除雪をするという箇所でございます。不注意ではございますけれども、そのような箇所でございますので、今回についてはやむを得ないものというふうに理解しております。

そして、次の事故、安田前の事故でございますけれども、それにつきましても時刻が午前3時30分ということでありまして、作業灯をつけて実施はしておりますが、それについてもなるべく広く除雪をしようとした上での事故ということですので理解しておりますので、やむを得ないものというふうに理解しております。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 一定程度分かりました。ここで確認したいのは、オペレーターが相当入れ替わっているというふうにも受け止めています。そういう中で、先ほど言いましたようにスキルの問題ではないようなニュアンスで課長は答弁されておりますけれども、今年度の冬に向けては、当然こういう事例も踏まえてしっかりご指導されていくとは思いますが、その辺の認識をもう少しつまびらかにお願いしたいと思ひます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今年度におきましてでありますけれども、除雪前に一応作業手順等を除雪オペレーターと再確認をいたしまして、事故のないように十分除雪、周辺に配慮をしながら作業をすることで進めてまいりたいというふうに思ひますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 私が聞きたいのは、不慣れなためということはいにくいかもしれませんが、やっぱりスキルの問題はこの除雪には相当左右していくことだろうと思ひますので、その認識はどのようなのですかというふうに伺ったつもりです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 先ほど答弁させていただきましたが、スキルについては、経験も豊富な除雪オペレーターでございます、多少不注意はあったのかなというふうに私も思ひますが、そ

の他の除雪作業においては十分スキルは満足しているものと理解しております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終了します。

---

○承認第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、児島隆昌君。

〔町民税務課長（児島隆昌君）登壇〕

○町民税務課長（児島隆昌君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページから10ページ、提出案件資料の1ページ下段から2ページ中段、参考資料、新旧対照表でございますが、1ページから12ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、地方税法等の一部が改正され、令和3年3月31日に公布されたところでございます。これに伴いまして、会津美里町税条例等の一部を改正する条例について所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず1点目は、第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の9、個人町民税でございます。給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

2点目は、附則第12条、第13条、固定資産税でございます。宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしたものであります。また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動等を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずることとしたものでございます。

3点目は、附則第15条の2、軽自動車税でございます。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすることとしたものでございます。

4点目は、附則第16条、軽自動車税でございます。軽自動車の税の種別割のグリーン化特例のうち、

50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期間を2年間延長することとしたものでございます。

5点目は、附則第26条、個人町民税でございます。住宅借入金等特別税額控除について、今回の所得税における控除期間を13年間とする特例の適用期限延長等の措置の対象者についても、適用年の各年において、所得税から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとしたものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、児島隆昌君。

〔町民税務課長（児島隆昌君）登壇〕

○町民税務課長（児島隆昌君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページ、提出案件資料の2ページ中段、参考資料であります新旧対照表13ページから14ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布されたところでございます。これに伴いまして、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例につきまして所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず1点目は第2条でございます。「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改めたものでございます。

2点目は、第3条でございます。過疎地域における課税免除の適用期間を3年間延長することとしたものでございます。

3点目は、第4条の2でございます。地域経済牽引事業促進区域における課税免除の適用期間を2年間延長することとしたものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

星次君。

○8番（星次君） 町でつくっている過疎地域自立計画と今回の税の改正について、支障を来すのかどうか。

それと、2点目の地域経済牽引事業促進区域については、美里町は全域なのか。2点お伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） まず、1点目でございますが、過疎地域の関係でございます。こちらにつきましては、今回、法改正になりまして過疎の考え方等が改正されまして、内容的には、今現在の計画等について、新たに計画をし直すという形になるかとは思いますが、影響的な部分については、あくまでもその過疎地域に存在する建物等もしくはその設備等について、それに係る部分の減税という形になりますので、特に影響はないというふうに考えております。

それから、2点目の地域経済牽引事業のこちらについても、一応該当としては全域になっているということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 1点目の過疎計画の部分であります、関連いたしまして答弁させていただきます。

3月で今の過疎計は終了してございますが、今法律名出ましたけれども、この後具体的に国、県のほうから中身が示されまして、今のスケジュールといたしましては、新たな過疎計をつくるわけですが、この9月の議会に皆様方のほうに提案していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、児島隆昌君。

〔町民税務課長（児島隆昌君）登壇〕

○町民税務課長（児島隆昌君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町復興

興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例)につまましてご説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページ、提出案件資料3ページ上段、参考資料、新旧対照表でございますが、15ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、令和3年総務省令第32号が令和3年3月31日に公布されたところでございます。これに伴いまして、会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につままして所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容でございますが、会津美里町復興産業集積区域における町税の特例について、適用期間を3年間延長することとしたものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第15号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第15号））につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして議案書15ページ及び提出案件資料3ページを御覧いただきたいと存じます。本件は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

予算書表紙の裏面をお開きください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,599万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。

2枚おめくりいただきまして、下のページ、第2表、地方債補正でございます。変更でありまして、旧高田庁舎解体事業及び新鶴小学校大規模改修事業に係る合併特例事業債、続きまして会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金及びその下です。災害対策事業に係る緊急防災・減災事業債、おめくりいただきまして、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金に係る過疎対策事業債、その下でございます。河川整備事業に係る緊急浚渫推進事業債、次ページの土木施設災害復旧事業に係る災害復旧事業債につきまして、それぞれ事業費の確定によりまして限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次に、補正予算の内容についてでございますが、歳入につきましては、町税の収入見込みや各種交付金の額の確定見込み、地方債の確定見込みなどによるものでございます。歳出につきましては、歳入に関連した事業費を補正するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入であります。1款町税につきましては、1項町民税の補正額の計1,395万円の補正増から4項町たばこ税200万9,000円の補正増まで、現年度課税分、滞納繰越分、それぞれ収入見込みによりまして記載のとおり増額の補正を行うものでございます。

次に、4ページの2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税634万5,000円の補正増から5ページに参りまして交付金関係、それから6ページの一番上の10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金40万9,000円の補正増までにつきましては、交付額の確定によりまして、それぞれ増額また

は減額の補正を行うものでございます。

なお、5ページが一番下の9款地方交付税でございますが、特別交付税の補正でございますが、当初予算においては3億円を措置してございました。確定が3億8,686万7,000円ということでございますので、8,686万7,000円を増額するものでございます。

次に参りまして、6ページの中ほど、11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金164万6,000円の補正増につきましては、主に2節の認定こども園入所費負担金の確定見込みによる増額でございます。

続きまして、6ページ下から7ページ中ほどにかけて、13款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。計の欄1,546万3,000円の減につきましては、主に1目民生費国庫負担金、3節の児童手当国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、それから3目1節の現年公共土木施設災害復旧費国庫負担金につきまして、交付額の確定により、それぞれ記載のとおり減額補正するものでございます。

続きまして、2項国庫補助金であります。229万6,000円の補正増の主なものにつきましては、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード等交付事業費補助金、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、4目土木費国庫補助金では社会資本整備総合交付金、5目教育費国庫補助金では、1節の新鶴小学校大規模改修事業に係る学校施設環境改善交付金でございますが、交付額の確定等によりまして、それぞれ記載のとおり補正を行うものでございます。

8ページに参りまして、14款県支出金、1項県負担金5,129万円の補正減につきましては、主に1目民生費県負担金、3節の認定こども園に係る施設型給付費負担金、5節の児童手当県負担金につきまして、交付額の確定等により、それぞれ記載のとおり補正するものでございます。

続きまして、8ページ中ほどから9ページにかけて2項県補助金でございます。1,545万円の補正減につきましては、主に1目総務費県補助金、1節の住宅取得支援事業補助金、2目民生費県補助金、3節の乳幼児医療費助成事業補助金、子どもの医療費助成事業補助金及び子ども・子育て支援交付金につきまして、交付額の確定等により、それぞれ記載のとおり補正するものでございます。

10ページに参りまして、3項県委託金であります。730万4,000円の補正増の主なものにつきましては、2目土木費県委託金の県道除雪委託金でございますが、交付額の確定により増額するものでございます。

11ページをお開きください。15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入143万6,000円の補正増につきましては、土地売払収入の確定により増額をするものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金241万2,000円の補正増につきましては、令和3年1月から3月までにお寄せいただいた寄附金でございますが、1目一般寄附金につきましては3件で51万1,000円、2目ふるさと納税寄附金につきましては63件で91万1,000円、3目民生費寄附金につきましては10件で69万



円、4目教育費寄附金につきましては1件で30万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金500万円の補正減につきましては、人口減少対策事業として充当していた各事業の事業費確定によりまして減額するものでございます。

5目過疎地域自立促進基金繰入金230万円の補正減につきましては、過疎ソフト事業として充当していた各事業の事業費確定により減額するものでございます。

6目公共施設等整備再生基金繰入金160万円の補正減につきましては、充当していた各事業の事業費の確定によりまして減額をするものでございます。

12ページに参りまして、2項特別会計繰入金646万5,000円の補正減につきましては、主に5目の住宅用地造成事業特別会計繰入金であります。売却予定として計上していた土地につきまして、未売却であったことから減額をするものでございます。

次に、19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料225万7,000円の補正増につきましては、延滞金の収入額確定により増額するものでございます。

13ページをお開きください。20款町債、1項町債でございます。先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、1目総務債から8目教育債まで合わせまして580万円を減額するものでございます。

次に、21款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金220万3,000円の補正増につきましては、交付額の確定によりまして増額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。14ページに参りまして、2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費2億5,905万4,000円の補正増につきましては、主にこの補正予算における一般財源の余剰額を財政調整基金に2億円積立てし、今後の財源不足に対応するものでございます。また、公共施設等整備再生基金に5,814万9,000円を積立てし、今後の公共施設等長寿命化計画に基づく事業等に充てるものでございます。

15ページをお開きください。7目企画費363万1,000円の補正減につきましては、主に18節のデマンド交通システム運行事業補助金でございまして、事業費の確定によりまして減額をするものでございます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費346万5,000円の補正減につきましては、個人番号カード等関連事務委任交付金について、事業費の確定により減額をするものでございます。

16ページに参りまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費1,003万2,000円の補正減の主なものにつきましては、重度心身障がい者医療給付費及び地域生活支援事業費に係る扶助費の確定見込みにより減額をするものでございます。

4目老人福祉費606万3,000円の補正減の主なものにつきましては、17ページでございしますが、19節の老人福祉施設入所者保護措置費（養護老人ホーム）に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,881万3,000円の補正減につきましては、主に18節の民間認定こども園補助金、19節の施設型給付費及び乳幼児医療助成費、それから児童生徒医療助成費に係る扶助費の確定見込みにより減額をするものでございます。

2目児童措置費1,528万5,000円の補正減につきましては、児童手当に係る扶助費の確定見込みにより減額をするものでございます。

18ページに参りまして、5目認定こども園費1,525万3,000円の補正減につきましては、12節の保育業務委託料の事業費の確定見込みによりまして減額をするものでございます。

6目児童館費375万1,000円の補正減につきましては、12節の児童クラブ運営委託料の事業費の確定見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,183万9,000円の補正減につきましては、11節の通信運搬費、12節の新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券作成等委託料、同じくワクチン接種委託料及び健康増進法に係る検診委託料について、令和2年度の事業費確定により減額をするものでございます。

19ページをお開きください。5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費816万9,000円の補正増につきましては、主に24節の森林環境基金積立金について、森林環境譲与税の交付額確定により増額するものでございます。

次に、22ページをお開きください。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費100万円の補正減につきましては、事業費の確定により減額をするものでございます。

なお、後ろのほう添付してございますが、給与費明細書でございます。御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

星次君。

○8番（星次君） それでは、一定程度質問させていただきますが、ページ数を申し上げます。歳入のほうの11ページ、財産売払収入143万6,000円、この土地については何を、土地なのか、どこなのかということで詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 星議員に申し上げます。

質問を全部項目言ってから、それから1点ずつお願いします。

○8番（星次君） 大変失礼しました。

それでは、財産収入、15款2項の財産売払収入の1目不動産売払収入の1節土地売払収入143万6,000円です。

次に、4款の衛生費の1項の……

○議長（谷澤久孝君） ページ数。

○8番（星次君） ページ数は18ページです。18ページの4款の衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費の12節の委託料の健康増進法に係る検診委託料552万3,000円なのですが、当初計画していた人数よりも減になったのかと。それとも、手法として……

○議長（谷澤久孝君） それで終わりですか。質問2つですか。

○8番（星次君） この後、予防費についても質問お願いしたいのです。

○議長（谷澤久孝君） そのほかにはないですか。質問を全部、例えば11ページ……

○8番（星次君） 一括質問しておきたいなと思ったのですが、どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時54分）

---

再 開 （午後 2時56分）

○議長（谷澤久孝君） 再開いたします。

星次君。

○8番（星次君） それでは、歳入です。ページ数を言います。11ページの15款財産収入、2項の財産売却収入、1目の不動産売却収入の1節が土地売却収入143万6,000円、これについてはどの場所なのか教えていただきたいと思います。

それから、歳出に参ります。

○議長（谷澤久孝君） いや、1個ずつやります、今度は。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、今回ここに土地売却収入は町の普通財産を売却の収入でございます。場所でございますが、全て筆数といたしまして4筆、平米数で234.41平米で、地域といたしましては高田地域の土地でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） 今、課長の答弁で高田地域というふうに説明を受けたのですが、主に町営住宅の用地だったのか、再確認いたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 町営住宅の跡地だったのかということでございますが、今回販売いたしましたのはそれ以外の土地でございます、町営住宅跡地ではございません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） 次に、歳出でございますが、18ページの4款の衛生費、1項の保健衛生費、

2目の予防費の12節委託料で、健康増進法に係る検診委託料552万3,000円について、当初の見込みよりも受診者が少なくてこの金額になったと思うのですが、それについて、手法的に広報で皆さんにお知らせするとか、いろいろ手法が取られたと思うのですが、なぜこのように残が余ったのか、その辺お願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 検診の減額についてということでございます。この検診につきましては、当初7月に行う予定であったものを、コロナ禍の中で日程を変更して一度中止にして、日程を再度組み直した部分がございます。その時期が10月くらいですか、になったと思ったのですが、その関係で農繁期と重なったということも1つ大きな要因として減になったということでございます。あと、施設検診につきましても、医療機関の受診者数が、医療機関離れという部分もございまして、控えているということもございまして、受診者数が減ってしまったということが大きな理由でございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） それで、令和3年度、今年度について、同じような手法で検診を受けるようになってきているのか。それと、これが医療費に関わることにつながってくると思うのですが、その辺の分析について今後やる見込みはあるのかお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 令和3年度については、令和2年度の補正なので、質疑を控えてもらいたいと思います。

○8番（星次君） では、今の質問は撤回いたします。

○議長（谷澤久孝君） よろしいですか、では。

○8番（星次君） はい。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 歳出、17ページの款3民生費、目1の児童福祉総務費の中の節19番、扶助費についての明細の中身なのですが、乳幼児医療助成費、これの1,226万6,000円の事業の中身と、なぜこんな多額の補正減になったのか、その辺の理由をお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 乳幼児医療助成費の減額についてでございますが、こちらにつきまして、事業内容につきましては、中学生からゼロ歳児、出生をした子までの通院に係る医療費に対して助成をするという事業でございます。今回大幅に減額になったという理由につきましては、まず対象児童の減少ということが1つ大きな理由でございます。昨年と比較しまして130名くらい減少しております。あと、やはり先ほどご説明しましたが、コロナ禍の中で通院を控えていらっしゃる方が多かったということが見込まれております。内容的に通院回数とか、通院の人数とか、請求件数等も間違いなく減っているところがございます。それが大きな理由でございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 1点です。

先ほど同僚議員が質問しました11ページ、不動産売払収入なのですが、課長の答弁で、もう少し丁寧に親切にお願いしたいと思います。具体的にこの4筆の分はどのような事業に町のほうで利用していたのか、そこまでちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 売却した土地のもう少し詳しい内容ということでございますが、4筆でございます。高田地域ということでございますが、1つは、まず1点でございますが、まずは公衆用道路のいわゆる通称赤道と言われるものの一部を売却したものが1筆ございます。あともう3点につきましては、近隣住宅に付随します土地を近隣の方に売却したという内容でございます。地目につきましては雑種地、さらには原野の雑種地が1筆、原野が2筆、先ほど冒頭申し上げましたが、赤道公衆用道路が1筆という内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） その赤道の部分については、隣接の方、一般の町民の方にお渡ししたのかどうか。3点の分の公衆用道路隣接は分かりました。赤道の件についてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 赤道につきましても町内の方に売却したところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 了解しました。やはり最初からそこまで答弁するのが当然担当課として必要かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 17ページの3款民生費、児童福祉総務費の扶助費の中にあります……すみません、その下でした。2番の児童措置費の中の19番、扶助費、この児童手当なのですけれども、1,500万の減ということなのですけれども、これ決算ですともう分からなくなってしまうのかなと思うのですけれども、この児童手当というのは、当初のときにこれだけ大きな差が出るという、そういった想定というのはあったものなののでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 児童手当の減額についてということでございますが、当初予算を組む段階では令和元年度の実績等を基にして人数を積算しております。あと、出生の見込みを立ててやっておりますが、年度内の中で減っていつている、対象児が転出等により減少していつているというのは確かにございます。学年が例えば前年度、小学校1年生が50人で、積算したものが50人いて給付していたものが、今年度になったときに48名に2名減と、そういう形の減少が出ております。学年

で小学生であれば25名ぐらい減っているということで、実績を基にして積算はしているのですが、転出等によって減ってきているというのが結果としてこの数字に現れてきてしまったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） よく医療費などはその辺りの誤差というのがかなり大きくは出ておりますけれども、この児童手当が、すみません、今回ちょっとここで見せていただいたもので、例年のをちょっと追ってみたいと思いますけれども、やはり例年このぐらいの誤差というのはあるものなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 例年1,500万とかあるのかということでございますが、一概にそういうものではありません。前年であれば1,000万ぐらいとか、あと多いときだと2,000万とかというときは確かにございます。出生児の部分が多分一番大きく影響してくるものと思いますが、今回出生児が想定よりも少なかったということが1つ大きな部分でもございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時08分）

---

再 開 (午後 3時20分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

---

○承認第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについての内容をご説明させていただきます。

議案書16ページ、提出案件資料3ページ下段、併せて補正予算書を御覧ください。本件は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、予算書表紙をおめくりいただき、専決処分書を御覧願います。歳入歳出予算の補正、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,850万9,000円とするものであります。

それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明させていただきます。3枚おめくりいただき、3ページをお開きください。歳入につきまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金であります。1目調整交付金、1節現年度分調整交付金3万円の減額及び2目地方支援事業交付金、1節現年度分105万円の減額につきましては、交付額の確定に伴い減額したものであります。

次に、9款財産収入、1項財産運用収入であります。1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金に係る利子の確定に伴い増額をしたものであります。

次に、歳出につきまして、4ページを御覧ください。2款保険給付費、3款地域支援事業費につきましては、交付金の減額に伴う財源の調整によるものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、24節積立金につきましては、基金利子の確定に伴い、基金への積立金として7,000円を増額したものであります。

1枚おめくりいただき、5ページを御覧ください。6款諸支出金、3項繰出金、1目繰出金、27節繰出金につきましては、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の国、県負担金の確定に伴い、一般会計への精算額として2万2,000円を増額したものであります。

最後に、7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、交付金の減額に伴い、110万3,000円

を減額したものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第8号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第12、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号））についてご説明いたします。

予算書と併せまして、議案書17ページ、提出案件資料4ページを御覧ください。本件は、令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項



の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

予算書の表紙をおめくりいただきまして、第1条でございます。歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万1,000円とするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。最後のページになりますが、3ページであります。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。歳入であります。1款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入648万7,000円の減につきましては、1節の土地売却代金でございます。売却を予定していた1区画につきまして、3月までに売却できなかったため、その1区画分648万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、その裏、4ページを御覧ください。歳出でございます。2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、27節の繰出金につきましては、土地売却収入を一般会計へ繰り出すものでございますが、今ほど申し上げましたとおり、売却を予定していた1区画につきまして、売却できなかったため、648万7,000円を減額させていただくものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1件だけお願いします。

売却を予定しておったという説明だったと思いますけれども、問合せ等は1件もなかったのか。いろいろ努力されていることは承知しているつもりですけれども、この1件、毎年計上しながらなかなか前に進めない、進められないという現実があります。そこをどのように考えているか伺いたしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） この1件につきましては、例年、住宅団地造成事業につきましては2区画を売却するという事で予算措置をさせていただいております。3月の会議におきまして、ちょっとかなわなかったので、1区画残しました。ですが、その1区画につきましては今交渉中でありまして、3月中にもしかしたら契約に行き着けるということでございましたので、残しておきました。ところが、具体的な中身は分かりませんが、ちょっと今まだ契約に至ってございません。ただ、交渉は継続中ですので、この2年度の予算からは落とさせていただきました。

なお、問合せ等につきましては、昨年度、コロナ禍で不動産フェアだとかが春は行われませんで、秋に実施したり、そちらのほうに参加したり、また広告宣伝を行いながらやってございまして、今手元に資料はございませんが、数件程度は問合せあったというふうに記憶してございます。よろしくお

願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会定例会4月会議を散会いたします。

散 会 （午後 3時33分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 堤 信 也

議 員 鹿 野 敏 子